

徳島市協働によるまちづくり活動支援事業に係るクラウドファンディング取扱い事業者募集要領

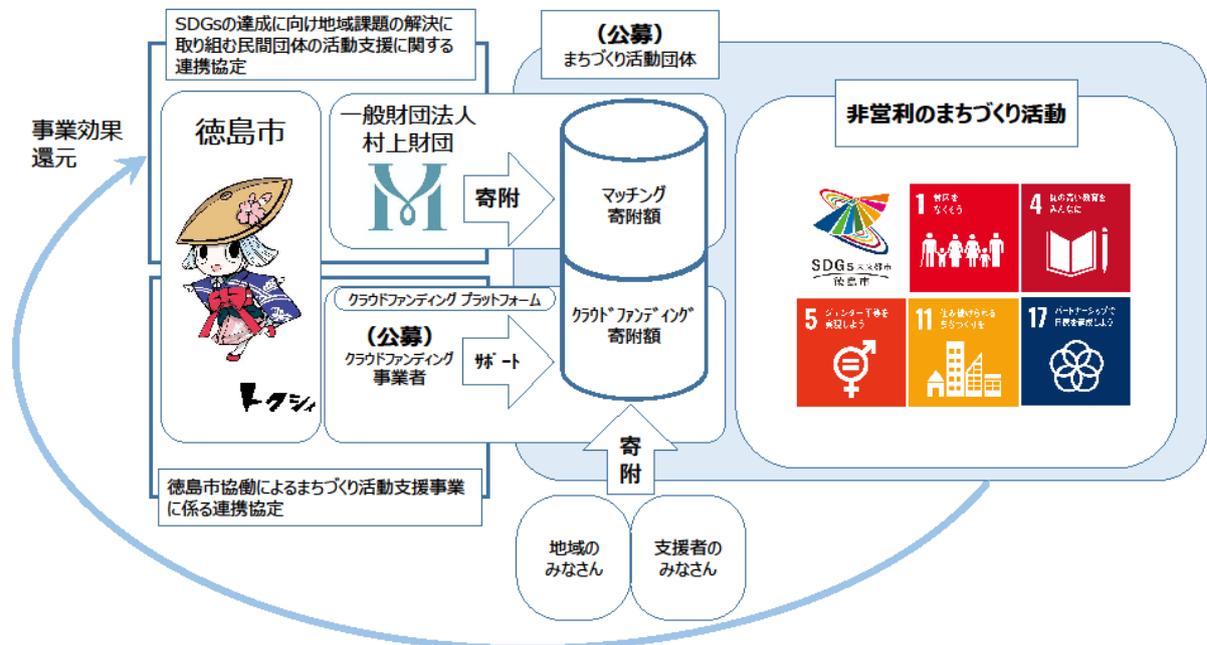
はじめに

徳島市（以下「本市」という。）は一般財団法人村上財団（以下「財団」という。）と連携し、多様な主体が行う非営利のまちづくり活動を支援する取組となる「徳島市協働によるまちづくり活動支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。本事業のスキームは、非営利のまちづくり活動を行う団体（以下「活動団体」という。）を募集し、その事業費をクラウドファンディング（以下「CF」という。）で調達することを前提とすることから、本要領において、本事業に参画していただけるCF取扱い事業者（以下「事業者」という。）の募集に関する事項のほか、必要な事項を定めます。

事業スキーム

1 本事業のスキーム

本事業は、本市、財団及び事業者が一体となり、非営利のまちづくり活動を支援する事業スキームを構想しています。支援の主な内容は、活動団体が行う非営利のまちづくり活動のPR及びCFの伴走支援を行うこと、財団がCF調達額と同額を活動団体に寄附（以下「マッチング寄附」という。）し、事業費の充実を図ることなどです。支援の対象となる非営利のまちづくり活動は、目標1[貧困をなくそう]、目標4[質の高い教育をみんなに]、目標5[ジェンダー平等を実現しよう]、目標11[住み続けられるまちづくりを]及び目標17[パートナーシップで目標を達成しよう]などをはじめとするSDGsの達成を目指す活動を想定しています。



2 本事業における各主体の役割

- (1) 本市は、財団と協働し、事業者及び活動団体を募集します。ただし、本市は財政措置（事業予算確保など）及び費用負担（CFプラットフォームに係る手数料の支払いなど）を、財団、事業者及び活動団体いずれの主体に対しても行わないこととします。
- (2) 財団は、本市、事業者及び活動団体と協働し、活動団体が行う非営利のまちづくり活動について、PR等の支援を行い、市民や支援者のみなさんからの共感を集めます。財団は、CF終了後、活動団体に対しマッチング寄附を行い、本事業を更に充実させることとします。
- (3) 事業者は、自らのCFプラットフォームを提供するとともに、本市、財団及び活動団体と協働し、活動団体が行う非営利のまちづくり活動について、PR等の支援を行い、市民や支援者のみなさんからの共感を集めます。加えて、CFによる寄附額を充実させるため、助言等の伴走支援を行うこととします。
- (4) 活動団体は、本市、財団及び事業者と協働し、自らが行う非営利のまちづくり活動について、PR等の活動を行い、市民や支援者のみなさんからの共感を集めることとします。事業者のCFプラットフォームを活用の上、本市、財団及び事業者と協働し、CFで寄附を募ります。CF終了後、財団からマッチング寄附を受け、非営利のまちづくり活動を行うこととします。
- (5) 本市及び財団は、令和4年8月9日に締結した「SDGsの達成に向け地域課題の解決に取り組む民間活動団体の活動支援に関する連携協定」に基づき本事業を推進します。なお、本市は、本事業で募集する事業者と連携協定を締結することとします。

募集スケジュール

令和6年8月5日（月曜日）	質問受付開始
令和6年8月9日（金曜日）午後5時	質問提出〆切
令和6年8月15日（木曜日）	質問回答
令和6年8月15日（木曜日）	応募書類受付開始
令和6年8月30日（金曜日）午後5時	応募書類提出〆切
令和6年9月下旬頃	事業者決定

募集する事業者数

1者

参画内容（事業者に求める役割）及び提案内容

本事業における、事業者に求める役割（以下「連携ニーズ」という。）を、次の1～7に示しています。本事業を効果的に推進するためには、いずれの連携ニーズも適切に満たすことが必要です。このため、連携ニーズを最も満たす事業者と連携協定を締結することとします。

本事業への参画を希望する場合は、各連携ニーズの項目ごとに提案をしていただきますので、提案書様式2に記入し、応募書類に添付してください。

連携ニーズ及び提案依頼内容

1 本事業のPRを本市と共に実施すること。

(1) 活動団体の募集に関するPR

- ・まちづくり活動及びCFを通じた資金調達に挑戦する活動団体を本市と共に募集すること。

(2) 活動団体のCFに関するPR

- ・CFの支援者拡大につながるようなPRを、本市と共に実施すること。

※ 提案依頼内容

PRの展開方法などを提案してください。

ア 上記(1)に関するPR

- ・募集開始前：募集を開始するまでに本事業への注目を集めるPRなど
- ・募集期間中：募集を開始した後に参画する活動団体を増やすためのPRなど

イ 上記(2)に関するPR

- ・CF開始前：採択した活動団体の紹介など、寄附機運を高めるためのPRなど
- ・CF期間中：具体的な寄附の件数・額を増やすためのPRなど

※ 広報活動の媒体（手法など）、広報活動の頻度、広報チャンネルの組織体制及び影響（リーチ数など）等を用いて提案すること。

2 「募集前 CF セミナー（仮称）」の開催を通じて、活動団体の応募を後押しすること。

本市が実施する活動団体向けの説明会（令和6年10月を予定。）において、「募集前 CF セミナー」を開催すること。開催にあたっては、CF の経験不足等が本事業への応募を差し控える原因とならないよう、丁寧に運営すること。また、CF の経験が豊富な活動団体にとっても気づきが得られるように、最新のトレンド及び応募者の付加価値等を示すこと。

※ 提案依頼内容

CF への理解・経験の多寡にかかわらず、活動団体の応募を後押しする効果的なセミナーの実施方法を提案してください。なお、開催方法（対面またはオンライン）に関しては、より効果的に理解が深まり、かつ応募者の実績のあるものを提案してください。

3 活動団体の CF をサポートすること。

(1) CF の伴走支援

- ・ 活動団体のニーズに対応した伴走支援ができるように、充実した体制を用意すること。
- ・ CF 経験の有無など、活動団体の特性に見合った適切なサポートを実施すること。

(2) 特設ウェブページ等の運営

- ・ CF に多くの支援者が集まるように、本事業の採択事業がひとまとまりで閲覧できるなど、支援者の関心を引く特設ページを設置し運営すること。

※ 提案依頼内容

(1)について、採択された活動団体の CF 経験の多寡に対応した伴走支援を提案してください（複数のパターンを想定し提案してください。）。

(2)について、特設ページ等のデザインや、トップページにおける特集コーナーの作成など、訪問者が増え、多くの支援者が集まるアイデアを提案すること。

4 本事業に参画するにあたり、どのような運営体制及び料金体系で取り組めるのかお示してください。

(1) 事業開始年月日

(2) 過去2年間のプロジェクトの実績（件数、調達金額、達成率）

(3) 本事業の運営体制及び料金体系

5 CF 終了後、令和7年5月末までに次の(1)～(3)に対する分析レポート等を提出してください。

(1) PR の実施回数やリーチ数・参加者数等が分かるレポート

(2) セミナーの内容が分かるレポート

(3) 各日ごとに CF の支援者及び集まった金額が分かるデータ等

6 活動団体の選定委員会等、本事業の実施に際し必要な本市との打ち合わせに参画してください。

7 その他、本事業の実施に際し必要と認められる事項につき、本市と協議の上、適切に対応してください。

参画期間

協定日から令和7年度事業の終了まで

募集対象

次の1及び2の要件を満たす法人又は団体とします。

- 1 法人又は団体の業態が次に該当しないこと。
暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団員等（徳島市暴力団排除条例（令和元年条例第25号）第2条3号に規定する者）の関与が認められるもの。
- 2 寄付型のCF事業の運営実績が令和6年7月末までにおいて1年以上ある者。

応募の手續

- 1 質問受付（任意）
 - (1) 受付期間は令和6年8月5日（月）から8月9日（金）午後5時まで（必着）
 - (2) メールにて（simin_kyodou@city-tokushima.i-tokushima.jp）まで送信してください（様式自由）。

※ メール以外での質問は受け付けません。
- 2 質問回答
質問への回答は、徳島市ホームページに令和6年8月15日（木）に掲載する予定です。
- 3 応募書類受付
 - (1) 受付期間は令和6年8月15日（木）から令和6年8月30日（金）午後5時まで（必着）。
 - (2) 期間内に、応募書類を全て添付のうえ、徳島市役所市民協働課に持参又は郵送してください。
 - (3) 持参の場合は平日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで受け付けます。
郵送の場合は必ず簡易書留郵便で発送してください。
 - (3) 提出先 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所市民協働課（徳島市役所9階）

応募書類

応募に際し、提出する書類は次のとおりです。

- 1 応募申込書 様式1
 - 2 提案書 様式2
 - 3 誓約書 様式3
 - 4 財務関係書類（直近の決算報告書など経営状況の分かるもの）
 - 5 法人にあつては登記事項証明書の写し、任意団体にあつては代表の身分証明書の写し
- ※ 応募書類に重大な不備、虚偽の記載があつた場合には、応募資格を失うものとします。
ただし、軽易な不備については、本市が是正を求める場合があります。

選定方法

事業者の選定にあたっては、本市、民間委員等からなる「徳島市協働によるまちづくり活動支援事業に係るクラウドファンディング取扱い事業者選定候補検討委員会」において意見を聴取し、以下の基準に基づき、判断します。

項目	内容	配点
1	広報活動の媒体（手法など）、広報活動の頻度、広報チャネルの組織体制及び影響（リーチ数など）等、提案するPRが効果的か。 <ul style="list-style-type: none">活動団体募集期間において、本事業の周知が十分に行えるか。CF 期間において、支援者の拡大が見込めるか。	20 点 (10) (10)
2	応募予定の活動団体を対象として、充実したセミナーが開催可能か。 <ul style="list-style-type: none">CF の仕組み等への理解が進み、多くの応募が期待できるか。また、経験の多寡にかかわらず、それぞれのニーズに対応したセミナー運営が期待できるか。	10 点 (10)
3	活動団体の CF に関し、充実したサポートが可能か。 <ul style="list-style-type: none">初めて CF を行う活動団体でも目標が達成可能となるような、充実した伴走支援の体制があるか。活動団体の特性及びニーズに見合った、充実した伴走支援ができるか。特設ページは支援者の関心を引く構成・運用を検討しているか。	50 点 (20) (20) (10)
4	支援者が十分に集まる体制があるか。 <ul style="list-style-type: none">CF 事業の運営実績は十分か。本事業への参画体制及び料金体系は適切か。	20 点 (10) (10)
計		100 点

事業者決定後の手続

事業者と本市との間で連携協定を締結します。連携協定を締結した法人又は団体については本市ホームページ等で公表します。

その他

- 1 本事業の CF は、「All-in（オールイン）方式」を採用します。
- 2 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- 3 本市は、本要項に定めるスケジュールや手続について、自らの裁量において予告なく、変更又は中止等を行うことができるものとします。また、本市は、本要項に定めるスケジュールや手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとします。
- 4 事業者は、この要項に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- 5 この要項に定めるもののほか、募集に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。